令和8年（2026年）10月から

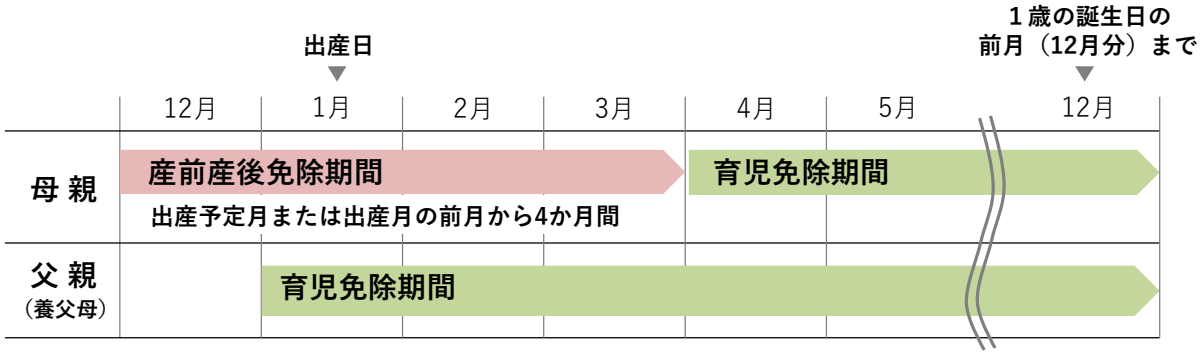
国民年金保険料の育児免除制度が始まります!

実子、養子を育てている方は、
育児のための免除制度を利用できます。



- 国民年金第1号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）も**育児で保険料が免除される制度**が始まります。
- お子さま（実子・養子）を育てている方（父母・養父母）は、申請することで、月額17,920円（令和８年度）の**保険料が免除**されます。
- 対象期間は、お子さま（実子・養子）が**1歳になる誕生日の前月まで**です。
- 将来の年金額は、**納付した場合と同じように反映**されます。

＜育児免除イメージ図＞



申請はスマホでOK！電子申請がかんたん便利

基本的に、**書類を添える必要はありません。**

※ 届書（紙）による手続きの場合には、「産前産後免除該当届／育児免除該当届・終了届」「マイナンバーカード」の写し等が必要となります。

スマホで２４時間３６５日、電子申請できます。

※ お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口や郵送でも手続きできます。

制度や手続きの詳細はこちら

日本年金機構特設ページ
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html

マイナポータル（電子申請）はこちら
https://myna.go.jp

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

日本年金機構
Japan Pension Service

2604 1016 046